

## 給与所得者の確定申告について

住宅ローン控除を受けられる物件を購入された給与所得の方は住宅ローン減税を受ける為に確定申告をしなければなりません。一年目はその年の税金の還付を直接、税務署に申告しなければならないのです。

### 確定申告に必要な書類

- ①源泉徴収票
- ②不動産売買契約書の写し
- ③登記簿謄本(土地・建物)
- ④住民票
- ⑤残高証明(年末に銀行から送られてくる)

### 申告の時期

- ①給与所得のみの方はその年の給与が確定した後～3月15日まで
- ②通常の確定申告は2月16日から3月15日の1ヶ月間です。

### 申告書類

税務署に直接取りに行くか国税庁のホームページよりダウンロードできます。また、国税庁のホームページ上で作成する事も出来ます。詳しくは国税庁ホームページをご確認下さい。

### 宇治税務署

〒611-8588 宇治市大久保町井の尻60-3  
電話:0774-44-4141



---

※給与以外の収入がある方・給与形態などにより必要書類、申請書が変わる可能性がありますので、気になることは税務署または税理士にご確認下さい。